

# おおたわら市議会 市民5分間演説

市民に開かれた議会と一層の議会改革を目指して

## 市民5分間演説の実施について

9月14日（月曜日）市民に開かれた議会を目指し、大田原市議会市民5分間演説を実施いたしました。市民5分間演説は、総務常任委員会及び民生常任委員会の委員会開会前に事前に演説を申し込みをした市民等から各常任委員会で演説をいたしました。

## 大田原市議会基本条例

第17条第3項（委員会の活動）

委員会は、市長等が提出した議案又は市の一般事務について、市民から発言をする機会の要請があったときは、発言の機会を与えるものとする。

## 【解説】

市民が市長等の執行機関が提出した議案及び市の一般事務について、発言をする機会を求められた時は、大田原市議会市民5分間演説実施要綱に基づき、あらかじめ議長の許可を受けた市民等を委員会前に発言させるものとする。

## 大田原市議会市民5分間演説実施要綱（抜粋）

### （趣旨）

第1条 市民が議会で発言する機会を確保することにより、市民の議会への関心を高め、市民により身近で開かれた議会の実現を目指すとともに、議会が民意を反映した委員会審査に努めることを目的に、市議会定例会の各委員会の開会前において行う5分間の演説に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （演説者）

第3条 演説することができる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。

### （発言内容）

第11条 演説者は、市長提出議案に対する賛否のほか市の一般事務についても発言することができる。





演説する高野氏

演説者 高野 照彦（52歳）市内在住  
演説項目 指定管理者の選定基準の見直し  
演説内容

指定管理者による運営は多大な予算と複数年契約により利益を生みやすいものとなっています。しかし、公共サービスに企業理念を持ち込むことで多くの市民や従業員に不満・矛盾が生じています。公共サービスとは一体誰のものなのか？選定後の雇用の健全性・運営の透明性に問題があり大田原市民の不利益になっている事例がありました。この演説は指定管理者の運営実態を知っていただき、今後の選定基準の見直しと市民のサービスの向上を願うものです。

演説者 實 壽夫（67歳）市内在住  
演説項目 地域包括ケアシステムについて  
演説内容  
街中の居場所、世代間交流喫茶「いってみっけ」の運営、高齢者・障がい者への生活支援をする中で気付いた2025年問題について、「地域包括ケアシステム」は生き辛さを抱える人たちすべてを考慮した地域住民の参加による「まちづくり」であることについて、ボランティアの立場から意見を述べるものです。



演説する實氏

議会運営委員会委員長のコメント

議会基本条例を平成27年7月1日に施行し、市民に開かれた議会を目指そうと議員一丸となり議会改革を推進しています。また、議会への市民参加を推進するため「大田原市議会市民5分間演説」を9月定例会から実施することになりました。このような中、さっそく2名の市民の方が、市民5分間演説に申し込みをしていただき、議会運営委員会で審査を行い、総務常任委員会と民生常任委員会の開会前に5分間演説を実施することといたしました。今回の演説により、市民と議会との距離が縮まって、市民が困っていることや行政に改善を欲しいこと、また自分の思いを議員の前で述べることに、議会の中で市民が発言するのは、初めての取り組みでしたが、2人の演説は非常に確りとした印象がいたしました。今後も真の市民自治社会の実現を目指し、議会活動に取り組んでいきたいと考えています。

議会運営委員会委員長 引地達雄